

平成27年 第3回 臨時教育委員会 会議録

招集日時	平成27年8月3日 午後 6時30分						
開会日時	平成27年8月3日 午後 6時30分						
閉会日時	平成27年8月3日 午後 7時02分						
開催場所	ふじみ野市役所増築棟3階災害対策室						
教育長	朝 倉 孝						
書記	小 川 正 樹						
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者			
	1	富田信太郎	出	教育部長 中野 則之	出	学校教育課主幹 山崎 直樹	出
	2	塩野 好一	出	総務課長 皆川 恒晴	出	学校教育課副課長 星野 和久	出
	3	山城いづみ	出	学校教育課長 三宅 雅生	出	学校教育課指導主事 鈴木 達也	出
	4	伊藤 英夫	欠				
傍聴人数			2人				
会 議 概 要							
議 事 等							
【公 開】							
第46号議案、「平成28年度からのふじみ野市立中学校教科用図書採択について」 (可決)							
第47号議案、「中学校教科用図書採択に係る請願について」 (不採択)							
(18時30分)	平成27年第3回臨時教育委員会会議の開会を宣言。						
教育長	ただ今から、平成27年第3回臨時教育委員会会議を開催いたします。						
	早速ですが、本会議に提案されました議事を申し上げます。						
	第46号議案、「平成28年度からのふじみ野市立中学校教科用図書採択について」						
	第47号議案、「中学校教科用図書採択に係る請願について」						
	以上、議案2件でございます。						
	教育部長から提案理由をお願いします。						
教育部長	議案書に基づき提案理由説明						
教育長	ここで、お諮りします。第47号議案については、46号議案に関する請						

各委員	願のため、先に審議したいと思いますがよろしいですか。
教育長	(全員賛成)
教育長	まず、はじめに、第47号議案を議題といたします。
学校教育課長	本議案の説明を、学校教育課長よりお願いいたします。
学校教育課長	<p>日本国憲法第16条及び請願法第5条の規定に基づき、平成28年度使用中学校教科書の採択について、平成27年7月19日付けで、教育と自治・埼玉ネットワーク・子ども的人権埼玉ネット事務局より、請願書を教育委員会会議に付議するよう依頼がありました。</p> <p>請願項目につきましては、4項目です。①貴管下の学校で実際に子どもの教育にたずさわっている教員の意見・希望を尊重してください。②教員のみなならず、保護者、さらには子ども自身の意見をも尊重する採択をしてください。また、そのための制度的保障を検討してください。さらに、住民からの請願、要請に関して教科書採択に係る教育委員会会議で意見陳述ができるよう、配慮してください。③日本国憲法を軽視し、歴史の真実を歪め、過去の戦争を美化・肯定するような教科書（育鵬社、自由社）を生徒に押しつけないでください。④教科書採択にあたっては、採択時を含めて会議を公開してください。また、会議録を公開するとともに、採択の結果とその理由などにつき、教育委員会として必要な説明責任を果たしてください。の4項目です。</p>
教育長	この案件について、各委員の皆様から、ご質問がございましたらお願いします。
富田委員	4項目のうち1及び2項目の教員及び保護者並びに子どもの意見を尊重してくださいという意見については、現在の教科書採択の方法が唯一無二の完全無欠の方法と言うわけではないので、こうしたご意見も今後尊重していかなければならないという意味では参考とさせていただくところはあるのかなと感じました。ただし、地方議会でも国政でも間接民主制を取って住民、教員、保護者、子ども達の意見を代表していることを考えますと意見として尊重はしますが、方法については議論の余地があると思います。
塩野委員	請願の項目3つ目の、2社の教科書会社を排除するのは、適正かつ公正な採択の確保という趣旨に反するのではないかと思います。
富田委員	教科書の採択は公開で行っておりますが、気を遣わなければならないところもあり、特定の教科書の名前を挙げてそこを採択しないようにという趣旨

	<p>のこの3項目目については、教科書を選ぶ者も慎重に選んでいるなかで、ことさら出版社名を挙げて請願が出されているという点では、極端で問題があると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にご意見はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(意見無し)</p>
<p>教育長</p>	<p>他に質問がないようですので、お諮りします。この請願について、賛成される方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(挙手なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成の方がおりませんので、本請願については不採択といたします。</p> <p>次に、第46号議案、「平成28年度からのふじみ野市立中学校教科用図書採択について」議題とします。</p> <p>まず、これまでの教科書採択に関する流れについて学校教育課長より説明していただきます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、第14条及び同施行令第15条により教科書の採択の見直しは4年ごとに行っております。今年度は中学校の教科書採択の年となっております。</p> <p>去る7月27日に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条及び第13条に基づいた第3回第10採択地区教科用図書採択協議会において、各教科の教科書を選定するための会議が開催されました。ここでは、各市町代表の専門委員による調査研究の結果並びに地区内各学校からの調査研究結果、そして保護者からの意見をもとに、総合的に判断し、採択協議会委員によって平成28年度中学校使用の教科用図書が選定されました。</p> <p>本日は、この採択協議会によって選定された結果をもとに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき、本市で使用する教科用図書の採択について審議を諮るものです。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、本議案の説明を、学校教育課長よりお願いいたします。</p> <p>なお、第10採択地区の他市の採択に影響が出ることが懸念されるため、現段階では教科書会社名を公開できませんので、具体的な会社名は挙げずに、審議を進めてまいります。よろしく申し上げます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>7月27日に開催されました第3回教科用図書採択協議会において、選定</p>

されました教科用図書について、発行者、教科用図書名、選定理由を申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

国語はC社です。選定理由は、全学年7単元と「文法/漢字に親しもう」「学習を広げる」で構成されている。重視されている「音声表現」や他の教科や総合学習での鑑賞・レポート作成等との連携を意識した構成になっている。

書写はA社です。選定理由は、巻頭では、「書く目的」に合わせて「どんな力を身に付けるか」を示している。見開き2ページで、一つの作品の目標に沿った書き方について配置されており、筆先が写真で示されている。国語の教科書に掲載されている作品やレポート等の日常に役立つ作例を掲載し、国語や他教科との連携を図っている。また、「あの人が残した文字」として、歴史上の人物や文学者の肉筆を紹介している。

社会（地理的分野）はB社です。選定理由は、学習課題について本文・資料を用いることによって基礎的・基本的な知識・技能が習得できるようになっている。「地理スキル・アップ」「調査の達人」などで基礎的・基本的な技能を高め、章末のみんなで考えるページや「確認」などを利用し、思考力・判断力・表現力を高めるようになっている。

社会（歴史的分野）はA社です。選定理由は「私たち歴史探検隊」では「身近な地域の歴史」を調べる活動を通し、社会の形成者としての資質を養ったり、現代の事例を通して身近な地域の将来について提案する活動を設け、社会参画への意識を高めたりするよう配慮している。

社会（公民的分野）はG社です。選定理由は、学習課題に対して、本文、資料等によって基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、「確認」等でそれらを定着させるようにしている。また、個人やグループで行う作業や活動をまとめた「公民にチャレンジ」や調査学習を進めるうえでの基礎的・基本的な技能を身に付ける「調査の達人」、本文中の内容を詳しく説明したり、関連する内容を取り上げたりする「公民にアクセス」といったコーナーを設けることで、学習内容を深め、主体的に学習を進めるようになっている。

地図はB社です。選定理由は、「この地図帳の使い方」の「地図の要素」で読図の視点や地理的特色の追究方法を示し、読図の技能の習得ができるようになっている。歴史的分野に関連する図も掲載されている。「やってみよう」を設けて、自然・都市・交通・文化・産業・歴史・環境などの地域的特色を

理解させるようになっている。

数学はC社です。選定理由は、「話し合う」「伝える」「まとめる」が各章ごとに設定されていて数学的活動を重視した構成となっている。また、日常生活との関連付けを図るために、別冊のMathNaviブックを新設し、多様な生徒に対する個に応じた指導への対応も図られている。全体的に緑色を用い、落ち着いた印象になっている。

理科はC社です。選定理由は、単元末に「学習内容の整理」「確かめと応用」「確かめと応用 活用編」「学びを広げよう 自由研究」を示し、学習内容の確認をして理解の定着を図るとともに、理科に対する興味関心がより深まる工夫をしている。

音楽（一般）はA社です。選定理由は、基礎的・基本的な学習の習得のための精選された教材を中心に構成されている。命の大切さ、思いやりの心等道徳教育に資する歌唱教材が掲載されている。

音楽（器楽合奏）はA社です。選定理由は、「名曲スケッチ」では、各曲の解説とリコーダーで演奏する編曲が掲載されている。楽器ごとのページ数はリコーダー13、ギター8、三味線8、太鼓、打楽器4、篠笛、尺八2となっており、適正な割合で、表現と鑑賞の領域を横断する教材が示されている。

美術はA社です。選定理由は、学習する領域を「表現」と「鑑賞」のページを独立して設定した構成となっている。生徒の発達の段階に合わせた主体的な活動を促すために8項目のマークを使い、学習のポイントや注意事項を示している。生徒が自己の3年間の成長が実感できるよう、自分―他者―社会といった広がりのある題材設定を示している。道徳と関連を持たせたり、日本の伝統文化、美術と社会、自然とのかかわりを見開きや紙質を変えるなどして、効果的に構成し、掲載している。

保健体育はA社です。選定理由は、章の扉には、学習内容の系統性が明記されている。「今日の学習」「やってみよう」「本文・資料」「考えてみよう」「生かそう」という学習の道筋が見える構成になっている。章末に章末資料、確認の問題、活用の問題、学習のまとめ、自己評価の欄がある。資料が豊富であり、また読み取るための詳しい説明がある。

技術・家庭（技術分野）はB社です。選定理由は、それぞれの内容で「学習の目標」から「ふり返り」まで、まとまった構成がなされ、生徒が見通し

	<p>を持ち主体的に学習できるようになっている。見出しや表示等の工夫により、課題解決学習が展開しやすく工夫されている。安全に関わる内容が、実践の展開場面に合わせ示されている。「学習をふり返ろう」等により、基礎的な理解と技能を身に付けながら、技術を適切に評価し活用する能力と態度をはぐくむことができる。</p> <p>技術・家庭（家庭分野）はA社です。選定理由は、ガイダンス、A（家族）B（食生活）C（衣・住生活）D（消費・環境）、「生活の課題と実践」の順に配列されている。「学習の目標」を明記し、学習のまとめりに「ふり返り」欄を設け、自己評価できるようにしている。</p> <p>英語はD社です。選定理由は、Starting out、Dialog、Read & Think の目的が明確で、重点的に4技能の学習ができる。特に Read & Think では「英語で」情報を得られる工夫がしてある。さらに Activity、Challenge、Daily Scene、Presentation で総合的に4技能を習得でき、自己表現活動が豊富で、英語の発信力を身につけることができる。以上でございます。</p>
教育長	<p>それでは、この案件について、質疑を行います。この案件について、各委員の皆様から、ご質問がございましたらお願いします。</p>
富田委員	<p>私も7月27日の第10採択地区協議会に出席させていただきました。7つの市町から2名ずつ出席しまして、各市町で研究した結果に基づいて投票して多数決で決まっていくわけですが、大差で決まる教科書もあれば、僅差で決まる教科書もあったと思います。特に僅差で決まった教科書についての見解や感想がありましたら教えていただきたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>僅差で決まった教科書は何種類か有ります。その際の専門委員の説明や選定理由として、例えば、国語では、各社とも検定を通った教科書で教科書ごとに学習者同士の学び合い、伝え合い、答え合う力に力を注いだ教科書でとの説明を受け投票し、その結果が僅差となりましたが、議長に賛同すると行った決め方であり、納得のいく採択結果であったと感じました。</p>
富田委員	<p>民主主義のルールから言えば、多数決で決定したことをここで覆すことは難しいと思いますので、その結果は尊重したいと思います。ただ、現在使っている教科書から2種目について、変更がなされると思います。その教科の先生はもう一度、教科書を改めて読み込んだり、これまでと違った対応が求められるなどの懸念や課題がありましたら、教えてください。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>現在使用している教科書と会社が変わる教科書もありますが、基本的には学習指導要領に則って構成されているため、教材研究は同じように進めることが出来ると思います。また、教科の特性を活かした教科書ですので、教員の研修を充実させる意味では有効であると思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>同じ教科書会社であっても、例えば国語の場合には、中に取り入れられる教材が変わることや編集方針も変わることもあります。教員は教科書会社が変わろうとも、それを使って授業を進めるための準備は一定程度必要になると思います。</p> <p>また、教職員の 경우에는、人事異動が7年ごとに行われます。第10採択地区内で異動する場合には、教科書は同じですが、川越市や所沢市へ異動する場合には教科書が変わります。そこでは、新たな教科書で授業を進める準備は必要となります。ある意味では、教科書は常に変化するという意識を持って授業準備をしていくことも大切であると思います。</p>
<p>塩野委員</p>	<p>第10採択地区において保護者の意見をどのような方法で参考としたのでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>保護者の意見としては、各教育委員会の委員には必ず保護者代表の委員がおります。そうした保護者委員方の意見と言うものも保護者の貴重な意見と考えています。そうしたご意見を第10採択地区協議会や各市町教育委員会の採択においては参考にさせていただいています。</p> <p>他にご質問はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑無し)</p>
<p>教育長</p>	<p>特に質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>第46号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(全員賛成)</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第46号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
<p>(19時2分)</p>	<p>【閉会の宣言】</p>